

新旧対照条文

◎訪問看護療養費に係る訪問看護ステーションの基準等（平成十八年厚生労働省告示第百三三号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第一 訪問看護療養費に係る訪問看護ステーションの基準</p> <p>六 訪問看護管理療養費の基準</p> <p>(1) 機能強化型訪問看護管理療養費1の基準 次のいずれにも該当するものであること。 イ・ロ (略)</p> <p>ハ ターミナルケア並びに重症児及び特掲診療料の施設基準等別表第七に該当する利用者に対する訪問看護について十分な実績を有すること。</p> <p>(2) 機能強化型訪問看護管理療養費2の基準 次のいずれにも該当するものであること。 イ・ロ (略)</p> <p>ハ ターミナルケア並びに重症児及び特掲診療料の施設基準等別表第七に該当する利用者に対する訪問看護について相当な実績を有すること。</p> <p>ニ (略)</p>	<p>第一 訪問看護療養費に係る訪問看護ステーションの基準</p> <p>六 訪問看護管理療養費の基準</p> <p>(1) 機能強化型訪問看護管理療養費1の基準 次のいずれにも該当するものであること。 イ・ロ (略)</p> <p>ハ ターミナルケア及び特掲診療料の施設基準等別表第七に該当する利用者に対する訪問看護について十分な実績を有すること。</p> <p>ニ (略)</p>

(6) 重症者早期集中支援管理連携加算の基準

精神疾患を有する者に対して指定訪問看護を行うにつき必要な体制が整備されており、特掲診療料の施設基準等に掲げる精神科重症患者早期集中支援管理料を届け出た保険医療機関と連携しながら訪問看護を行う体制その他必要な体制が整備されていること。

第二 指定訪問看護に係る厚生労働大臣の定める疾病等の利用者等

三 長時間訪問看護加算及び長時間精神科訪問看護加算に係る厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要する者

長時間の訪問看護を要する利用者であつて、次のいずれかに該当するもの

(1)・(2) (略)

(3) 特別訪問看護指示書又は精神科特別訪問看護指示書に係る指定訪問看護を受けている者

(6) 重症者早期集中支援管理連携加算の基準

精神疾患を有する者に対して指定訪問看護を行うにつき必要な体制が整備されており、かつ、二十四時間対応体制加算を届け出た場合であつて、特掲診療料の施設基準等に掲げる精神科重症患者早期集中支援管理料を届け出た保険医療機関と連携しながら訪問看護を行う体制その他必要な体制が整備されていること。

第二 指定訪問看護に係る厚生労働大臣の定める疾病等の利用者等

三 長時間訪問看護加算及び長時間精神科訪問看護加算に係る厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要する者

長時間の訪問看護を要する利用者であつて、次のいずれかに該当するもの

(1)・(2) (略)

(3) 特別訪問看護指示書に係る指定訪問看護を受けている者